

## 災害時医療救護活動ガイドラインの改定について

### 今回のガイドライン改定の目的

- 熊本地震における都医療救護班の活動等を踏まえ、ガイドラインの内容を検討・改定する

### 改定の経過

- H28.4 熊本地震発生（DMA Tや医療救護班を都から熊本県へ派遣）
- H28.7 東京都災害医療協議会において、東京都災害時医療救護活動ガイドライン改定部会設置について了承
- H28.10 熊本地震において現場活動を行った医療チームに対して、アンケートを実施
- H29.1 アンケートや日本赤十字社・DMA T事務局の意見を踏まえ、東京都災害医療コーディネーター部会において、熊本地震における医療救護活動の対応状況を検証
- H29.6 コーディネーター部会での検証結果を踏まえ、東京都災害時医療救護活動ガイドライン改定部会で、改定内容について検討

### 改定案の概要

#### 【部会での意見】

- 熊本地震を踏まえ、日本赤十字社の動きなどの情報について、都に正確に伝えられる体制の構築が必要
- 血液製剤の依頼や配分に関して、手順が不明確
- 医療対策拠点の閉鎖に関する手順が不明確



#### 【改定案】

- 日本赤十字社医療救護班との連携強化に向けた体制や、医療救護所（d E R Uを含む）の立ち上げ状況の情報共有・伝達等について追記
- 血液製剤の供給体制について追記
- 医療対策拠点の閉鎖に関する手順を追記

#### 【今後の改正について】

- 総合防災訓練や図上訓練などを基に、引き続き検証
- 医療関係団体の医療チームの受入体制や連携方法について、各機関と引き続き調整